

総務省説明資料
(マイナンバーカードの利便性の抜本的向上)

令和2年11月10日

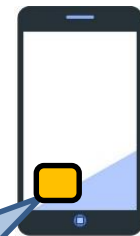
マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載について①

【現状】

- マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大により、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行政手続等を行うことは可能。
- 一方、マイナンバーカードをかざすことなく、スマートフォンのみで手続を行うことはできないところ。

【対応】

公的個人認証法を改正し、マイナンバーカード機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載を可能とする。
⇒ マイナンバーカードをスマートフォンにかざすことなく電子証明書による本人確認が可能となる。



【これまでの取組】

①マイナンバーカード機能のスマートフォン端末への搭載方法

⇒『国際標準に準拠したFeliCaSEチップ』について安全性を確認。ただし、以下のような課題が残されている。

- 電子証明書や秘密鍵の安全な搭載方法、搭載を行う主体、本人確認方法等について検討が必要。
- 搭載されている機種が、Androidの場合、令和元年以降発売の一部端末にとどまり、利用端末の拡大が必要。
※令和元年秋モデルでは、Android端末の約30%に搭載。令和2年秋モデルでは、Android端末の約80%に搭載見込み。



②公的個人認証サービスを活用して発行する民間の認証サービスの登場

民間において、マイナンバーカードの電子証明書により本人確認することで、ソフトウェア上で、新たな電子証明書を発行するサービスが開始

⇒マイナンバーカードをスマートフォンにかざすことなく、一部の行政手続が可能に

※本サービスを法令に基づく行政手続に活用するためには電子署名法に基づく主務大臣認定が必要。
※耐タンパ性のある領域に秘密鍵が保存されておらずセキュリティ上の課題がある。

マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載について②

【今後の取組】

(1) マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載に関する検討会

(令和2年11月～ 座長:手塚悟 慶應義塾大学環境情報学部教授)

- ① 国際標準に準拠したFeliCaSEチップを搭載したAndroid端末の普及拡大が見込まれる状況を踏まえ、FeliCaSEチップへの電子証明書の搭載方法等について技術的検証を行い、制度・運用面の課題を整理。
- ② 公的個人認証サービスを活用して民間事業者が発行する電子証明書の利活用に関する課題と対応を整理。

(2) Android端末への搭載の実現

⇒ 検討会で整理された具体的な実現方法について、システム設計・構築を行い、令和4年度内にAndroid端末への搭載を目指す。

搭載の実現に必要な制度整備を行うため、次期通常国会に公的個人認証法改正案を提出する方向で検討中。

※iPhone端末への搭載については、実現に向けApple社と交渉を継続。

【スケジュール】

	令和2年度	令和3年度		令和4年度	令和5年度
システム整備	検討会	実証実験	システム設計	システム構築	スマホ搭載の実現
法整備		公的個人認証法改正			

本人同意に基づく基本4情報等の提供

【現状】

○ 署名検証者は、認証局（地方公共団体情報システム機構（J-LIS））から、住民に住所変更があった旨の情報を得ることはできるが、住民の最新の住所情報を取得することはできない。

【対応】

○ 公的個人認証法を改正し、「認証局が、本人の同意に基づき、署名検証者の求めに応じ、署名検証者に対し、本人の最新の基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）等の提供を行う業務」について、同法に位置付ける。

⇒ 住民においては、個々の銀行等（署名検証者）に対して住所変更手続を行う必要がなくなる。

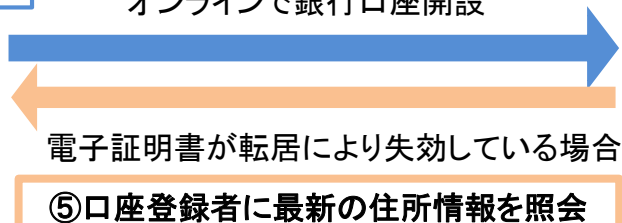
⇒ 銀行等（署名検証者）においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報を取得することが可能となる。

現状

①署名用電子証明書を活用し、オンラインで銀行口座開設



住民



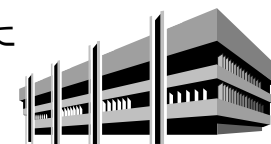
②住民から送付を受けた電子証明書の発行番号を口座登録情報に紐付け



銀行（署名検証者）

③電子証明書の発行番号を用いて、定期的に口座登録者の電子証明書の有効性を照会

④電子証明書の有効性を回答



認証局

改正後

①署名用電子証明書を活用し、オンラインで銀行口座開設

②J-LISからの基本4情報等の提供に同意



住民

③住民から送付を受けた電子証明書の発行番号を口座登録情報に紐付け



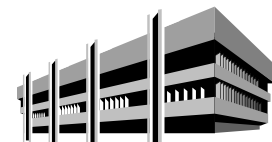
銀行（署名検証者）

④電子証明書の発行番号を用いて、定期的に口座登録者の電子証明書の有効性を照会

⑤電子証明書の有効性を回答

⑥（失効の場合）最新の基本4情報等の提供の求め

⑦最新の基本4情報等を提供



認証局

【スケジュール】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
システム整備		システム設計・開発		基本4情報等の提供開始
法整備		公的個人認証法改正		3

顔認証技術を活用したコンビニでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定(ロック解除)について

【現状】

○ 特別定額給付金のオンライン申請の開始時に、署名用電子証明書(6桁～16桁の暗証番号が必要)の発行・更新、暗証番号の初期化(ロック解除)が急増し、市町村の窓口が一時大変混雑。

(参考)マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて一課題の整理一(抜粋)

- ・カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポートを含む。)の充実((中略)コンビニ(後略))
- ・生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

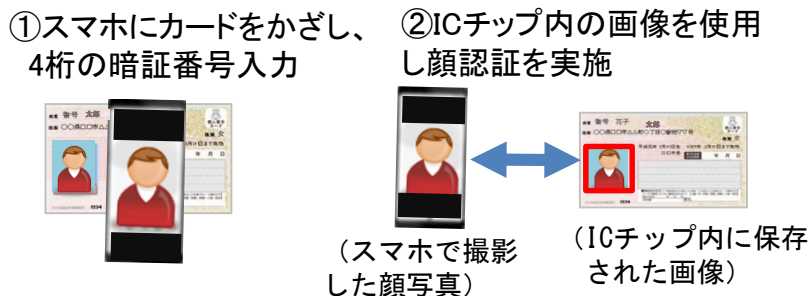
【対応】

○ セキュリティの観点を踏まえた上で、専用アプリにより、顔認証技術を活用した署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定(ロック解除)をコンビニでできるようにする。

【暗証番号の初期化・再設定イメージ】

(1) スマートフォンに専用アプリをダウンロードし
 ・4桁の暗証番号
 ・顔認証 により、本人確認※を行った上で、
ワンタイムパスワードを取得

(2) コンビニのマルチコピー機(全国約3.3万台)にて、
 ・4桁の暗証番号
 ・ワンタイムパスワード を入力し、
暗証番号初期化・再設定を実施



※ 顔認証は、一定の確率で他人を本人と誤認する可能性があるため、暗証番号入力と併用することで本人確認を実施。詳細なフローは検討中。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スケジュール		秋頃		
	システム設計・開発		コンビニでの暗証番号初期化・再設定(ロック解除)	